

附属書三の付録 原産地証明書の必要的記載事項

- 1 証明番号
- 2 輸出者の氏名又は名称、住所及び国名
- 3 輸入者（適当な場合には荷受人）の氏名又は名称、住所及び国名
- 4 輸送手段の詳細（船積日、荷揚港及び船舶の名称又は航空機の便名を含む。）（判明している場合）
- 5 記号、番号、包装の個数及び種類、統一システムの番号並びに品名
- 6 特恵の基準（例えば、W O、C T C、L V C、特定の製造又は加工作業が行われること、累積、僅少きんの非原産材料及び同一の又は交換可能な材料に関する情報）
- 7 重量又は他の数量（単位）
- 8 仕入書の番号及び日付
- 9 輸出者の申告（産品の原産国、輸出者又は権限を与えられたその代理人の氏名又は名称、それらの者の代表者の署名及び氏名又は名称並びに申請地及び申請日を含む。）

10 証明（原産地証明書の発給者の署名及び氏名又は名称、権限のある政府当局又はその指定団体の印章並びに原産地証明書の発給地及び発給日を含む。）

11 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）